

長野市るすばん介護支援事業
「事業実施の手引き」
(初版：平成 22 年 7 月作成)

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

— 目次 (INDEX) —

I 長野市るすばん介護支援事業の概要・・・・・・・・・・1～11

- 1 事業の概要 (P1～P2)
- 2 長野市るすばん介護支援事業要綱 (P3～P10)
- 3 事業の流れ (P11)

II 登録事業所に係る事務処理・・・・・・・・・・12～23

- 1 事業者の登録手続き (P12～P16)
- 2 サービス提供時の手続き (P17～P20)
- 3 委託料の請求手続き及び支払い (P21～P23)

III 長野市るすばん介護支援事業にかかるQ&A・・・・・・・・24～27

- 1 「事業の概要」に関するQ&A (P24～P26)
- 2 「事務処理」に関するQ&A (P26～P27)

I 長野市るすばん介護支援事業の概要

介護が日々の生活の中心となり、介護者が外出等自分の時間がもてないため、心身共にストレスとなることが問題となっています。この事業は、介護者の外出等の時間を持てるように支援することにより、心身のリフレッシュを図ることを目的とする事業です。

1 事業の概要

1 対象となる方（利用者）

本事業の対象者（利用者）は、長野市内に住む認知症状のある要介護認定者（ただし、居宅介護支援事業を利用している方に限ります）を在宅で介護している方で、かつ、以下のいずれの要件にも該当する方とします。

- （1）長野市内に居住の実態があること。
- （2）認知症状のある要介護認定者と同居している、もしくはそれに準ずる状態にあること。

2 サービスの内容について

（1）提供するサービスの内容

介護者が自分の時間を持つ等のために外出する間、介護者の代わりに登録事業者の訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護認定者の見守りを行うものです。

⇒P12「Ⅱ-1 事業者の登録手続き」を参照

（2）サービス提供の限度回数及び提供時間

主たる介護者、一人につき年2回までの提供となります（※1）。また、提供する時間は原則として午前9時から午後5時までの間で、2時間もしくは3時間単位での提供となります（※2）。

※1 平成22年度に限り年1回の提供となります。

※2 提供時間は、本事業の趣旨に鑑み、介護保険による訪問介護サービスで提供される短時間の時間設定は行いません。

（3）サービス提供基準額

市内の訪問介護事業者の平均時給額及び事業実施に伴う想定される事務手数料から次のような基準額を設定しています。

平日1時間あたり1,400円、土日・祝日1時間あたり1,700円

この基準額を基に、利用料及び委託料の額を決定しています。

（4）税の取り扱いについて

本事業は、社会福祉法の第1種及び第2種社会福祉事業、介護保険法及び障害者自立支援法の事業に該当しないため、消費税法上の課税対象となります。したがって、利用料及び委託料の金額は消費税込みの金額設定となります。

(5) 利用料及び委託料について

利用料は、サービス提供基準額（2時間及び3時間）の1割、委託料は同基準額（2時間及び3時間）の9割とします。

支援時間			利用料	委託料
2時間コース	平日	⇒	280円	2,520円
	土日・休日	⇒	340円	3,060円
3時間コース	平日	⇒	420円	3,780円
	土日・休日	⇒	510円	4,590円

⇒P17「Ⅱ-2 サービス提供時の手続き」を参照

⇒P21「Ⅱ-3 委託料の請求手続き及び支払い」を参照

3 事故等の補償について

サービス提供時に起こった事故等に対応については、登録事業者の加入する保険において対応するものとします。

なお、保険金額は以下の金額以上の補償内容に加入していることが必要となります。

○対人賠償：1億円 ○対物賠償：1億円

※ 当初、事業所説明会（4月21日 実施）においては、「本会で加入する保険で対応及びその範囲内で補償します。」との説明をしましたが、委託契約という性質上、運営主体として事業全体にかかる保険加入ができないため、本会で別途保険に加入は致しません。

あらかじめ、事業者で加入している保険内容を御確認ください。

4 サービス提供に関する同意について（重要事項説明）

サービス内容及び事故時の補償等の取り扱いについては、介護保険等の居宅サービス利用契約の締結に代わるものとして、サービス提供時に重要事項説明を行なった上で利用者から同意確認を得ることとします。 ⇒P17「Ⅱ-2 サービス提供時の手続き」を参照

5 予算に伴うサービス提供の制限について

本事業は毎年度の予算の範囲で行うものです。よって、サービスの提供状況によりサービス提供を制限する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

6 各種申請書類等のダウンロードについて

本資料を始め、各種申請書類は本会ホームページに掲載していますので、適宜御活用ください。

ホームページ URL <http://www.csw-naganocity.or.jp/>

7 るすばん介護支援事業連絡会の開催

長野市社会福祉協議会及び登録事業者により、事業運営に係る情報交換を主とした、るすばん介護支援事業連絡会を開催します。

長野市るすばん介護支援事業に関するお問合せ先

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会
地域福祉課地域福祉係 （電話）026-227-3030

長野市るすばん介護支援事業要綱

(目的)

第1 この事業は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第70条第1項に規定される指定訪問介護事業者（以下「訪問介護事業者」という。）が、同法第27条第1項に規定される要介護認定者（以下「要介護者」という。）を在宅で介護する介護者が行う見守り行為を代行することにより、介護者の介護負担軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)登録事業者 本要綱第6により社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「本会」という）と業務委託契約を結んだ訪問介護事業者のことをいう。
- (2)介護者 在宅において要介護者に対して専ら介護行為を行う主たる介護者のことをいう。
- (3)要介護者 長野市に居住する者で、認知症状がありかつ介護保険法第40条第7号に規定される居宅サービス計画費の給付を現に受給している者のことをいう。
- (4)るすばん介護サービス 要介護者が日中安心して過ごすことができるよう見守り行為を行うことをいう。

(運営主体及び実施主体)

第3 この事業は本会を運営主体とし、るすばん介護サービス（以下「サービス」という。）を提供する登録事業者を実施主体とする。

(利用者)

第4 利用者は、次の各号のいずれの要件も満たしている介護者とする。

- (1) 長野市内に居住の実態があること。
- (2) 要介護者と住居を一にするもしくはこれに準ずる状態であること。
 - 2 前項に定める者の他、社会福祉法人長野市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に認める介護者

(登録事業者の要件)

第5 登録事業者は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1)サービス提供範囲に長野市が含まれている訪問介護事業者であること。
- (2)賠償事故に補償しうる保険として、別に定める保険金額を補償する保険に加入していること。

(業務委託契約)

第6 この事業の実施主体としてサービス提供を希望する訪問介護事業者は、「長野市るすばん介護支援事業事業者登録申請書」（様式第1号）により、会長に申請を行うこととする。

- 2 前項で申請のあった事業者の申請内容を審査の上、業務委託契約の締結を行うこととする。
- 3 登録事業者は、第1項で申請した事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨届出をしなければならない。

(サービスの利用)

第7 利用者は、サービスの提供を受けようとするときは、本要綱第2第3号の居宅サービス計画費の給付を受けている事業者へ利用の申し込みを行うこととする。

(サービスの内容)

第8 サービスは1回につき2時間または3時間を単位として利用することとする。

- 2 サービスの利用限度回数は、1人につき年間2回までとする。
- 3 サービスの利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第9 利用者は、別に定めるサービス提供基準額の1割に相当する金額を登録事業者に支払わなければならない。

2 利用者は、利用料以外の必要経費が生じるときは、これを負担しなければならない。

(重要事項及びサービス提供の確認)

第10 利用者及び登録事業者は、サービス内容等の重要事項について、「長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」(様式第2号)により、サービスの開始時及び終了時に確認を行うこととする。

(委託料)

第11 本会は、別に定めるサービス提供基準額の9割に相当する金額を、登録事業者から提出のあった「長野市るすばん介護支援事業委託料請求書」(様式第3号)に基づき支払うこととする。

(登録事業者の義務及び制限行為)

第12 登録事業者は次の各号に掲げる義務を負うものとする。

(1)サービス提供において知り得た個人情報を当該事業以外に利用してはならない。

(2)サービス提供中において利用者に異常が認められたときは、その状況を把握した上で必要な措置を講ずるとともに、本会に連絡しなければならない。

(3)サービス提供にあたる職員の教育を徹底し、事故の未然防止に努めなければならない。

2 登録事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

(1)物品の斡旋、販売、金銭の貸借、物品の授受

(2)宗教、政治信条等の行為

(補償)

第13 利用者及び第三者に対し損害が生じたときは、登録事業者で加入する保険の範囲内で補償を行うものとする。ただし、その損害に本会の故意または過失がある場合には、この限りではない。

(苦情対応)

第14 当該事業に対する苦情についての対応は、本会及び登録事業者双方がそれぞれ窓口を設置し対応することとする。

(事業執行)

第15 事業の実施は、毎年度の当該事業の予算の範囲内において行うこととする。

(登録事業者連絡会の運営)

第16 事業の推進を図るため、本会及び登録事業者により、るすばん介護支援事業連絡会を設置する。

(補則)

第17 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日より施行する。

別表第1（第8条及び第9条関係）

区分	単位	基準額
平日	2時間	2,800円
	3時間	4,200円
土曜日・日曜日・祝日	2時間	3,400円
	3時間	5,100円

様式第1号-1 (第6関係)

長野市るすばん介護支援事業 事業者登録申請書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会長 様

長野市るすばん介護支援事業に協力し、事業者として登録します。

事業者名	
ふりがな 代表者名	Ⓜ
住所	
電話	

指定口座

取引銀行名	銀行・信金・農協
支店名	支店
預金種別	普通・当座・その他 ()
口座番号	
口座名義人(カタカナ)	
備考	

添付書類 ○訪問介護サービス事業の重要事項説明書
○加入している賠償責任保険の保険証券の写し
○保険の補償金額が分かる書類の写し

長野市るすばん介護支援事業重要事項説明書

この書面は、当事業の御利用に際して特に御理解をいただきたい事項について記載したものです。御利用の前に必ずお読みいただき、内容を御確認のうえ御利用くださるようお願いいたします。

長野市るすばん介護支援事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を事業の運営主体とし、事業の協力関係にある訪問介護事業者（以下「登録事業者」という。）を実施主体として行っているものです。

1 サービスの内容

本事業で提供するサービスは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第27条第1項に規定される要介護認定者（以下「要介護者」という。）が、日中安心して過ごすことができるよう見守り行為を行うサービスです。

(1) サービスの利用時間

利用時間は午前9時から午後5時までの間の2時間または3時間単位での提供となります。

(2) サービスに含まれる行為と含まれない行為

必要と認められる身体介護は行いますが、生活援助（掃除、洗濯などの家事全般）は行いません。

2 利用料について

利用料は表面に記載の額となっています。また、利用料は現金もしくは口座振替でのお支払いとなります。なお、やむを得ない理由により予定の利用時間を超過した場合は、登録事業者が別に定める料金をお支払いください。

3 事故時の補償について

登録事業者の過失により万が一怪我等を負わせてしまった場合、加入している保険の範囲で補償をします。また、利用される介護者様等の過失により怪我等をされた場合にはこの限りではありません。

4 守秘義務について

市社協及び登録事業者は、利用者及び要介護者について知り得た情報については厳重な管理を行い、第三者への漏洩を防止します。

5 緊急時の対応について

サービス提供中又はサービス提供のために必要とする時間内（登録事業者が関与している時間に限る。）に要介護者に異常が発生した場合は、状況に応じた最善の対応を行います。また、緊急の場合には、利用者又は利用者の家族等に対し、直ちにその状況を報告します。

6 苦情窓口について

市社協及び登録事業者は、相談・苦情に対応するため以下のとおり苦情窓口を設けています。

○運営主体：社会福祉法人長野市社会福祉協議会 地域福祉課 026-227-3030

○実施主体：

○上記の事項を同意（理解）した上で、サービスの利用を申し込みます。

※サービス利用前に、記名及び「サービス利用前同意欄」押印をしてください。また、サービス利用後には、「サービス利用後確認欄」に押印をしてください。

様式第3号（第11関係）

長野市るすばん介護支援事業委託料請求書

年 月 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会長 様

事業者名

代表者名

印

長野市るすばん介護支援事業 月分の実績について、下記のとおり報告し、委託料の請求を致します。

1 請求額 円

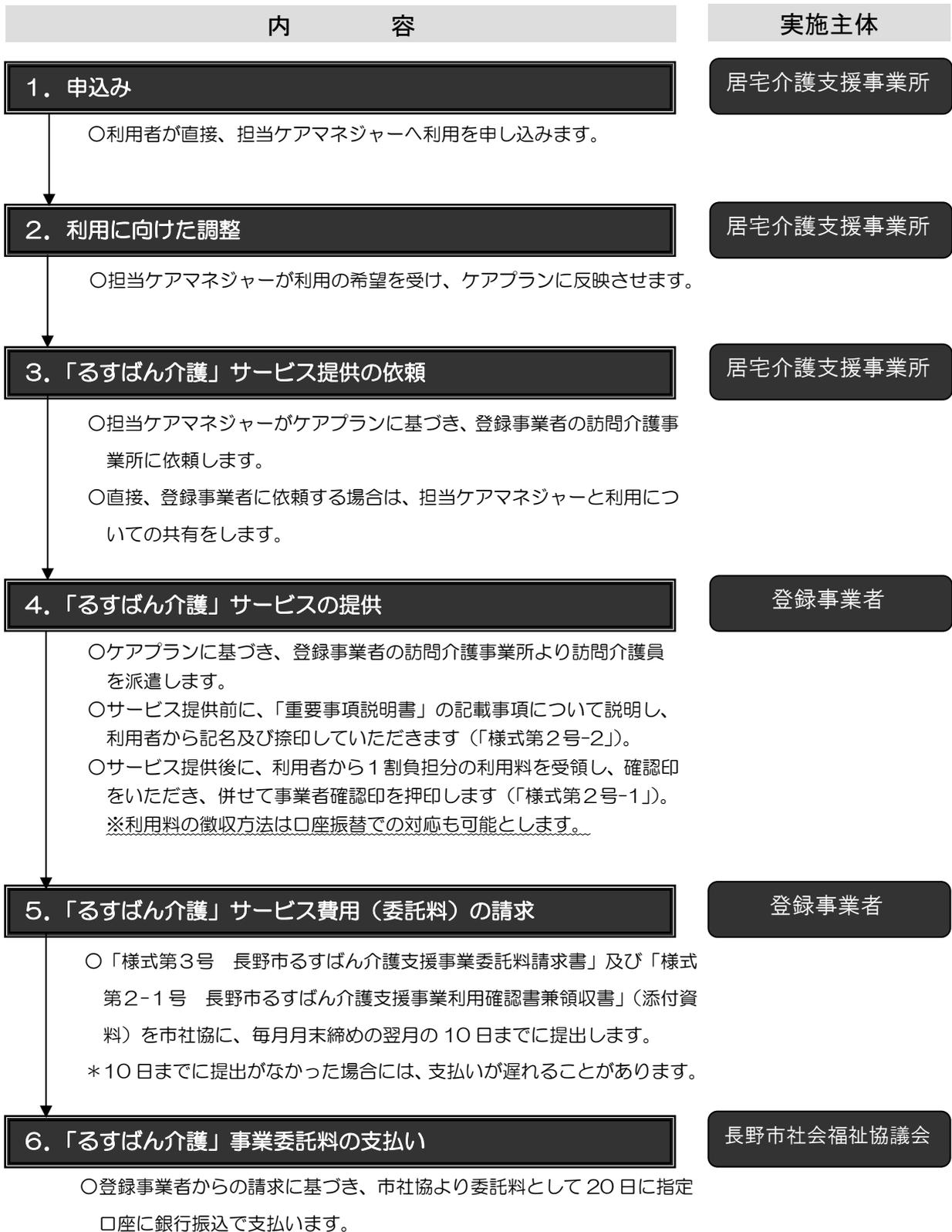
2 実績

	総提供回数（月単位）	総委託料請求額（月単位）
平日	2時間コース： 回	円
	3時間コース： 回	円
土・日 祝日	2時間コース： 回	円
	3時間コース： 回	円
合計	回	円

※添付書類：長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書（市社協控え用）

2 事業の流れ

1 事業の流れ



Ⅱ 登録事業者に係る事務処理

1 事業者の登録手続き

1 事業者の登録

- (1) 事業者登録を希望される場合は、「様式第1号 長野市るすばん介護支援事業 事業者登録申請書」に必要事項を記載の上、下記の期限までに市社協へ御提出ください。また申請書に併せて、本事業について対応する事業所の一覧を添付の上、提出ください。

申し込み〆切 平成22年7月30日(金)

※申請については、上記〆切以降においても随時申請可能としますが、その場合においては登録事業者としてサービス提供を行うことが可能となるまでには1ヶ月～2ヶ月程度の時間が掛かります。

- (2) 上記「事業者登録申請書」(様式第1号)に併せて、事業者で加入している保険の賠償責任の内容がわかるものを御提出ください。
- (3) 「事業者登録申請書」により申請のあった事業者について、登録要件を満たしている場合において、当該事業の業務委託契約を締結します。

(4) 事業者登録の流れ

1. 「様式第1号 長野市るすばん介護支援事業 事業者登録申請書」の記入

○本事業に対する協力の意思を確認し、「事業者登録申請書」に必要事項を記入します。

添付書類①：訪問介護サービス事業の重要事項説明書

添付書類②：事業者で加入している保険証券の写し

添付書類③：事業者で加入している保険の補償金額が分かる書類の写し

(E x) 保険証券明細書 等

2. 「様式第1号 長野市るすばん介護支援事業 事業者登録申請書」の提出

○記載後、本会に7月30日(金)までに提出します。

○本会で申請内容を確認し、登録要件を満たした事業者へ業務委託契約書を送付します。

3. 業務委託契約の締結

○登録事業者と本会とで業務委託契約を締結します。

様式第1号-1 (第6関係)

長野市るすばん介護支援事業 事業者登録申請書

平成22年 ○ 月 × 日

社会福祉法人長野市社会福祉協議会長 様

長野市るすばん介護支援事業に協力し、事業者として登録します。

事業者名	社会福祉法人 長野市社会福祉協議会
ふりがな 代表者名	ながの たろう 太郎 印
住所	長野市 大字鶴賀緑町1714-5
電話	227-3030

指定口座

取引銀行名	<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 銀行・信金・農協
支店名	長野 支店
預金種別	普通・当座・その他 ()
口座番号	12345
口座名義人(カタカナ)	ナガノ タロウ
備考	

- 添付書類 ○訪問介護サービス事業の重要事項説明書
○加入している賠償責任保険の保険証券の写し
○保険の補償金額が分かる書類の写し

業務委託契約書の例

長野市るすばん介護支援事業 業務委託契約書

(目的)

第1条 本契約は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会 会長（以下「甲」という。）と、
〇 〇 〇（以下「乙」という。）において、長野市るすばん介護支援事業に関する
業務について、次のとおり委託契約を締結するものである。

(委託業務内容)

第2条 甲は、次に掲げる業務の実施を乙に委託する。

- 2 委託業務の名称 長野市るすばん介護支援事業
- 3 委託業務の内容 ア 長野市るすばん介護支援事業にかかるサービスの提供
イ 事業実施にかかる職員派遣等の調整業務

(登録期間)

第3条 乙の登録期間は、本契約成立後から当該年度末までの間とする。但し、期間満了1ヶ
月前までに双方いずれからも何ら申し出がない場合には、同じ条件で自動的に更新さ
れるものとする。

(対価及び支払い方法)

第4条 甲は、乙に対して、長野市るすばん介護支援事業のサービスを提供した場合には、そ
の対価として、要綱第11に定める額を委託料として支払うものとする。

- 2 前項による委託料の支払い方法は、毎月月末に締め切り、乙は委託料の請求を要綱に
定める「長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」（様式第2-1号）及び「長
野市るすばん介護支援事業業務委託料請求書」（様式3号）を翌月の10日以内に甲に
提出し、甲はその報告及び請求が正当であると認めるときは、20日に指定の口座に銀
行振込にて乙に支払うものとする。

(個人情報の保護及び守秘義務)

第5条 乙は、委託事業の実施上知り得た個人情報を他に漏らしてはならず、当該事業以外に
取り扱ってはならない。

- 2 前項の秘密保持等に関する義務は、この契約の終了又は解除後も継続するものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 この契約による権利は、第三者に譲渡、貸与、又はいかなる権利も設定させてはなら
ない。

(禁止事項)

第7条 乙は、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 甲、利用者もしくは第三者の権利、財産を侵害する行為、または侵害する虞のあ
る行為。
- (2) 公序良俗に反する行為あるいは犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、また
は、それらの虞のある行為。
- (3) 甲の承諾なく、本事業を利用して利益を得ようとする行為。

- (4) 長野市るすばん介護支援事業の運営を妨げる行為。
- (5) 長野市るすばん介護支援事業の信用を毀損する行為。
- (6) その他法令に違反する行為。

(契約の変更等)

第8条 甲及び乙は、この契約を自己の都合により契約期間の中途において解除又は、契約の一部を変更しようとするときは、甲、乙協議のうえ解除又は改定することができるものとする。

- 2 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。
- 3 前項の場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲はその損害を賠償しないものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第9条 乙は、委託業務の処理に関し発生した損害（利用者又は第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙がこの規程に違反して事故を起こしたことに起因して甲が損害を受けた場合は、乙に対し賠償請求をすることができる。

(協議)

第10条 本契約書に定めのない事項については、互いに誠実に協議を行ったうえ決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 月 日

甲 長野市大字鶴賀緑町1714番地5
社会福祉法人 長野市社会福祉協議会
会 長

乙 長野市〇〇-1-2-3
代表者名 〇 〇 〇 〇

2 サービス提供時の手続き

1 サービス提供開始時及び終了後の利用確認について

サービス提供前には、必ず「様式第2号-2 長野市るすばん介護支援事業重要事項説明書」により、本事業のサービス内容等の重要事項について説明を行ない、利用者からサービス利用に関する同意を得る（「様式第2号-1 長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」の「サービス利用前同意確認欄」への押印）ようにします。

また、サービス終了後においては、同様の書式によりサービス利用の確認を行います。この時には、実際のサービスを提供した訪問介護員も記名押印し、事業者と利用者でサービスが完了したことを確認します。

2 利用料の金額について

利用料の金額は、サービス提供基準額の1割を基準として以下のとおりとします。

支援時間		利用料金（平日）	利用料金（土日・祝日）
2時間コース	⇒	280円	340円
3時間コース	⇒	420円	510円

※ 2時間未満の支援は2時間の利用料金となります。

3 超過料金について

予定時間よりサービス提供時間が超過した場合は、各登録事業者が定める額を超過料金とし、その全額が利用者の自己負担となります。

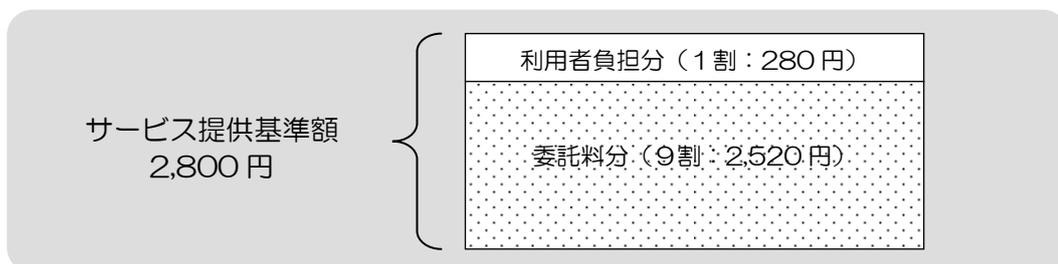
4 利用料の受領時の事務処理について

利用料はサービス提供時に利用者から現金もしくは口座振替により受領することになります。また、現金で受領する場合には「様式第2号-1 長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」により、利用料の受領確認を行ってください。

なお、「様式第2号-1 長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」は3枚複写となっています。

- 1枚目…事業者用控え（赤色）
- 2枚目…市社協提出用（緑色）
- 3枚目…利用者用控え（青色）

【サービス提供基準額のイメージ】 * 平日2時間コース



4 サービス提供にかかる手続きの流れ

1. 「るすばん介護」サービス提供にあたっての事前説明

- 「様式第2号-2 長野市るすばん介護支援事業重要事項説明書」に基づき、利用者への説明及び同意の捺印をいただきます。

2. 「るすばん介護」サービスの実施

3. 「るすばん介護」サービスの利用料の受領及び実施確認

- サービス提供後に、提供時間等について利用者との確認を行い、事業者と利用者双方で確認印を押印します。その後、現金で利用料を徴収する場合には利用料を受領します。（「様式第2号-1 長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」）。

様式第2-1号（第10関係）

（事業者控）

確認日：平成〇年〇月〇日

長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書

裏面の重要事項説明書に記載の事項を確認の上、るすばん介護支援事業サービスを利用します。
また、サービス利用後においては以下のとおりサービスを利用したことを確認します。

利用者 確認欄	(フリガナ) 氏名	ナガノ タロウ		
	氏名	長野 太郎 印		
	住所	長野市 大字鶴賀緑町 1714-5	電話番号	227-3030
	サービス利用前 同意欄	印	サービス利用後 確認欄	印

以下のとおりサービスを提供したことを確認します。

事業者 確認欄	事業者名	社会福祉法人 ○×事業者		
	担当者名	篠ノ井事業所	長野 花子	印

日時	平成22年 〇月 〇日（木） △時 △分～ □時 □分		
コース	平日	<input type="checkbox"/> 2時間コース(280円)	<input checked="" type="checkbox"/> 3時間コース(420円)
	土日・祝日	<input type="checkbox"/> 2時間コース(340円)	<input type="checkbox"/> 3時間コース(510円)
支払い方法	<input checked="" type="checkbox"/> 現金		<input type="checkbox"/> 口座振替

上記の料金は消費税込みとなっております。

領 収 書

¥ 420 円 -

但、長野市るすばん介護支援事業の利用料として上記正に領収致しました。

登録事業者名 社会福祉法人○×事業者

理事長 福祉 太郎 印

様式第2-2号（第10関係）

長野市るすばん介護支援事業重要事項説明書

この書面は、当事業の御利用に際して特に御理解をいただきたい事項について記載したものです。御利用の前に必ずお読みいただき、内容を御確認のうえ御利用くださるようお願いいたします。

長野市るすばん介護支援事業（以下「本事業」という。）は、社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を事業の運営主体とし、事業の協力関係にある訪問介護事業者（以下「登録事業者」という。）を実施主体として行っているものです。

1 サービスの内容

本事業で提供するサービスは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第27条第1項に規定される要介護認定者（以下「要介護者」という。）が、日中安心して過ごすことができるよう見守り行為を行うサービスです。

(1) サービスの利用時間

利用時間は午前9時から午後5時までの間の2時間または3時間単位での提供となります。

(2) サービスに含まれる行為と含まれない行為

必要と認められる身体介護は行いますが、生活援助（掃除、洗濯などの家事全般）は行いません。

2 利用料について

利用料は表面に記載の額となっています。また、利用料は現金もしくは口座振替でのお支払いとなります。なお、やむを得ない理由により予定の利用時間を超過した場合は、登録事業者が別に定める料金をお支払いください。

3 事故時の補償について

登録事業者の過失により万が一怪我等を負わせてしまった場合、加入している保険の範囲で補償をします。また、利用される介護者様等の過失により怪我等をされた場合にはこの限りではありません。

4 守秘義務について

市社協及び登録事業者は、利用者及び要介護者について知り得た情報については厳重な管理を行い、第三者への漏洩を防止します。

5 緊急時の対応について

サービス提供中又はサービス提供のために必要とする時間内（登録事業者が関与している時間に限る。）に要介護者に異常が発生した場合は、状況に応じた最善の対応を行います。また、緊急の場合には、利用者又は利用者の家族等に対し、直ちにその状況を報告します。

6 苦情窓口について

市社協及び登録事業者は、相談・苦情に対応するため以下のとおり苦情窓口を設けています。

○運営主体：社会福祉法人長野市社会福祉協議会 地域福祉課 026-227-3030

○実施主体：

○上記の事項を同意（理解）した上で、サービスの利用を申し込みます。

※サービス利用前に、記名及び「サービス利用前同意欄」押印をしてください。また、サービス利用後には、「サービス利用後確認欄」に押印をしてください。

3 委託料の請求手続き及び支払い

1 委託料の金額について

委託料額は、サービス提供基準額の9割を基準として以下のとおりとします。

支援時間		委託料金（平日）	委託料金（土日・祝日）
2時間コース	⇒	2,520円	3,060円
3時間コース	⇒	3,780円	4,590円

*算定対象となる時間：午前9時から午後5時まで

参考）委託料額の算定

サービス提供基準額の1割分を利用者負担、9割分が委託料となります。

【計算方法】

利用者負担分＝希望のコース × 0.1

市社協委託料分＝希望のコース × 0.9

[計算例 平日2時間利用の場合]

利用者負担分＝2時間コース：2,800円×0.1＝280円

市社協委託料分＝2時間コース：2,800円×0.9＝2,520円

2 委託料の請求の流れ

1. 「るすばん介護」サービスの提供

○サービス提供後に、提供時間等について利用者との確認を行い、事業者と利用者双方で確認印を押印します。その後、利用料を受領します。（「様式第2号-1 長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書」）。

2. 「るすばん介護」サービス費用（委託料）の請求

○「様式第3号 長野市るすばん介護支援事業委託料請求書」を本会へ提出してください。

添付書類：長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書（市社協控え用）

3. 「るすばん介護」事業委託料の支払い

○「利用確認書兼領収書」及び「請求書」を確認後、指定口座へ銀行振込により支払います。

3 委託料の支払い流れ

(1) 支払い方法

本会委託料分については、事前に登録いただいた事業者の指定口座（様式第1号 長野市るすばん介護支援事業事業者登録申請書）への振り込みにより行います。

なお、振込手数料は本会の負担とします。

(2) 支払い請求及び支払い日

実績報告を毎月月末締めとし（月単位での報告）、「様式第3号 長野市るすばん介護支援事業委託料請求書」により翌月の10日までに本会へ御提出ください。

なお、本会からの支払いは請求のあった月の20日（土日・祝日の場合は前日）に振り込みます。

[提出書類]

○ 長野市るすばん介護支援事業委託料請求書（様式第3号）

* 添付書類

長野市るすばん介護支援事業利用確認兼領収書の2枚目（市社協控え用）

⇒利用者全員分を添付してください。

様式第3号（第11関係）

長野市るすばん介護支援事業委託料請求書

平成22年〇月×日

長野市社会福祉協議会長 立岩 睦秀 様

事業者名 ○ ○ ○

代表者名 × × ×

長野市るすばん介護支援事業△月分の実績について、下記のとおり報告し、委託料の請求を致します。

1 請求額 ￥ ○ ○ ○ 円

2 実績

	総提供回数（月単位）	総委託料請求額（月単位）
平日	2時間コース： ○ 回	￥ ○ ○ ○ 円 -
	3時間コース： ○ 回	￥ ○ ○ ○ 円 -
土日祝日	2時間コース： ○ 回	￥ ○ ○ ○ 円 -
	3時間コース： ○ 回	￥ ○ ○ ○ 円 -
合計	○ ○ ○ 回	￥ ○ ○ ○ 円 -

※添付書類：長野市るすばん介護支援事業利用確認書兼領収書（市社協控え用）

Ⅲ 長野市るすばん介護支援事業Q&A

【第1版】

1 「事業の概要」に関するQ & A

Q 1 認知症状のある要介護認定者とは、どのような方なのでしょう？また、基準はありますか？

A 1 介護保険法に定める要介護認定者（現に介護保険サービスを利用している方）で、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のおおむねⅡ a以上の方（認定調査員または主治医意見書の判断のいずれかに該当）とします。

Q 2 「認知症状のある要介護認定者同居している、もしくはそれに準ずる状態にある」とありますが、「それに準ずる状態」とはどういった場合をいうのでしょうか？

A 2 住居は別棟となっているが、同一の敷地内（住所地）に住居がある場合等が該当します。

Q 3 要綱第4条に規定する要介護認定者が、同一世帯に複数いる場合の利用限度回数はどうなるのでしょうか？

A 3 要綱第2条の2号に規定する「介護者」を提供の基準としていますので、要介護認定者の人数により利用限度回数が左右されるものではありません。よって、主たる介護者について年2回の利用限度となります。

【例】

要件に該当する2人の要介護者を介護している方の提供回数⇒ 年2回

Q 4 年2回までとありますが、その2回を同一日に連続して（3時間コース＋3時間コース等）提供は可能ですか？

A 4 より多くの外出する機会を確保という観点から提供できません。

Q 5 サービスの**提供**時間以外の提供については可能ですか？

A 5 各コースの一部が**提供**時間外にかかってしまう場合は提供できません。

【例】

午後4時から「3時間コース」の利用を希望したい場合 ⇒ 提供できません

Q 6 サービス提供時間中に、介護者が外出せずに家で休む場合は、提供が可能ですか？

A 6 「外出する」ことに対する支援となるので提供できません

Q 7 急な利用希望（2、3日前）の場合、どの程度対応するのでしょうか？

A 7 登録事業者が対応可能な範囲において、利用可能とします。

Q 8 普段利用している事業者が、本事業に登録していない場合、サービスの利用ができないのでしょうか？

A 8 日頃利用している事業者ではなく、他の事業者からのサービス提供であることを利用希望者に了解していただき、対応については登録事業者の中からサービス提供します。

Q 9 利用料金は、その場で利用者から受領することとなっていますが、サービス提供開始時及び終了後に利用者と顔を合わすことができない場合は、どう対応すればよいのでしょうか？

A 9 必ずサービス提供開始時と終了後に顔を合わせるようにしてください。ただし、どうしても顔合わすことができなかった場合は、後日において利用料の受領と利用確認書による確認を行ってください。

Q10 サービス提供終了時間になっても利用者が帰宅しないため、訪問介護員が延長してサービス提供した場合の超過料金の取扱いは、どのように対応すればよいでしょうか？

A10 やむを得ず予定のサービス提供時間を超過してしまった場合については、各登録事業者の判断により、事業者が定める額を利用者から徴収してください。

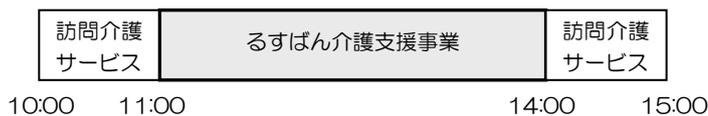
Q11 サービス提供時間中に、身体介護（排泄や体位交換等）が必要になった場合はどのように対応すればよいでしょうか？

A11 本来、介護者が行っていると認められる事であれば、るすばん介護支援事業の範囲内で対応して構いません。なお、生活援助（調理、洗濯、掃除等）については対応できないこととします。

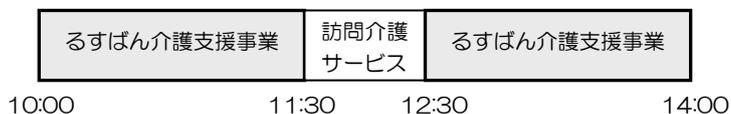
Q12 法定サービス（介護保険、自立支援）との連続した組み合わせによるサービス提供は可能ですか？

A12 るすばん介護支援事業と法定サービスを連続して提供する場合、るすばん介護支援事業の前後に組み合わせた場合に限り可能とします。よって、るすばん介護支援事業の中間に組み入れることはできないこととします。

○提供可能な組み合わせの例



×提供ができない組み合わせの例



2 「事務処理」に関するQ & A

Q13 サービスを実施する際に、ヘルパー2名で対応した場合、利用料及び委託料の請求はどうなりますか？

A13 日常生活自立度Ⅲ a以上に見られる下記の症状の場合に2人で対応する際には、2回分の利用（利用料金及び委託料請求）となります。

【症状例】

- 1 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
- 2 せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

Q14 委託料の請求は毎月とありますが、事業所ごとの提出なのですか？それとも登録事業者で取りまとめの上、請求となるのですか？

A14 委託料の請求は、登録事業者が管轄する事業所全てのサービス提供分をまとめて行ってください。

Q15 「事故時の補償は事業者の加入する保険で対応」とありますが、どのような対応になるのでしょうか？

A15 介護に関する保険商品の多くは、「介護保険法・障害者自立支援法に基づく居宅サービス」以外の法定外サービスにも対応したものとなっています。よって、当該事業の実施に係る賠償事故についても同様と考えることができます。

なお、訪問介護員の傷害事故については、登録事業者が加入する労働者災害補償保険において対応すべきこととなります。